監査委員公表第1号

定例監査結果報告書について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

令和4年3月9日

戸田市監査委員 小川 千恵子

戸田市監査委員 矢澤青河

令和3年度 定例監査結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を戸田市監査委員監査 基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり 決定した。

1 監査対象

(1)対象工事

令和3年度上戸田川整備工事

(2)対象課所

水安全部 河川課

総務部 管財入札課

2 監査期間

令和3年12月15日から令和4年3月8日まで

3 監査の着眼点(評価項目)

- (1)計画(事業目的・概要、事業採択の経緯、関係部門との協議等)
- (2)設計(設計基準等)
- (3)積算(積算基準、積算条件等)
- (4)契約(業者の選定、落札率等)
- (5)工事監理・検査(工事実施体制、諸手続き、資格)
- (6)施工(施工計画、施工体制、品質管理、安全管理等)
- (7)維持管理
- (8)委託業務

4 監査の実施内容

業務委託による工事技術調査は、2名の調査員が監査委員立会いの下、監査対象部署 (水安全部河川課、総務部管財入札課、工事受注会社)に対し質疑応答により書類並びに 工事現場を確認した。

5 監査の結果

監査対象となった事務について、おおむね適正に行われているものと認められた。なお、 指摘事項及び指導事項に該当しないものの、今後の事務執行に向け留意すべきと注意を 喚起する事項については、工事技術調査員を通じて関係者に留意するよう求めたところ である。